

平成25年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成25年9月17日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
総務課	長	師岡昌巳君
企画財政課	長	秋山幸男君
まちづくり推進課	長	高野光司君
税務課	長	坂本隆雄君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		鬼澤俊一君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	飯塚正夫君
会計課	長	菅田哲夫君
教育	長	伊藤孝生君
学校教育課	長	福田茂君
生涯学習課	長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成25年9月17日（火曜日）

午前10時開議

- | | | |
|--------|------------------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第37号 | 利根町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第38号 | 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第39号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第40号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第41号 | 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第42号 | 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第43号 | 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第44号 | 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第45号 | 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第46号 | 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第47号 | 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第48号 | 財産の取得について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第14 | 議案第50号 | 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第15 | 議案第51号 | 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第16 | 議案第52号 | 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第17 | 議案第53号 | 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第18 | 議案第54号 | 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第19 | 議案第55号 | 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第20 | 若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議 | |
| 追加日程第1 | 守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議 | |

- 日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号
日程第2 議案第38号
日程第3 議案第39号
日程第4 議案第40号
日程第5 議案第41号
日程第6 議案第42号
日程第7 議案第43号
日程第8 議案第44号
日程第9 議案第45号
日程第10 議案第46号
日程第11 議案第47号
日程第12 議案第48号
日程第13 議案第49号
日程第14 議案第50号
日程第15 議案第51号
日程第16 議案第52号
日程第17 議案第53号
日程第18 議案第54号
日程第19 議案第55号
日程第20 若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議
追加日程第1 守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議
日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

昨日は台風18号が豊橋付近に上陸し、近畿地方を中心に特別警報が発令され、死者・行方不明者、建物被害など大きな被害をもたらしました。幸い、当町では被害が少なかったようであります。各地で災害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

なお、台風18号の国際名はマンニィです。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開

きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

決算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第38号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 一つお伺いしたいのですが、延滞金を改定するようですが、その利率といたしますか、これは町が決めることができるのか、国または県の指示で決まるのか教えてください。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、白旗議員のご質問にお答

えいたします。

利率につきましては、国が決めることでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 町が一切、それについては国の言うとおりにやるよりほかがないということですね。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） 白旗議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（井原正光君） ほかに質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） この延滞金の利息と申しますか、それが年14.6%から9.3%ですか、それから、特例基準割合の年7.3%は3%に改めると申すことのようなのです。

これ、14.6%なんて高利貸以上の利率ですが、今どき14.6%を9.3%に下げても相変わらず高利貸の利率ではないか。国が決めることだからしょうがないと言えば終わりですけれども、こういう常識外れの利息をつけるということに対して、やはり地方自治体なり何なりが一言言うべきではないかと思えます。

現在の定期預金の利率は、ご承知のように零点零何%です。定期預金の利息がそうなのです。こういう延滞利息というのは懲罰的な意味合いもあるから少し高くてもいいと思うのですけれども、余りに異常ですね。

私はこういうことをやる国の考えが全くわからない。私は、地方自治体、どこでもいいですけれども、あるいは結束してこういうことを一言言うべきではないかと思えます。

したがって、この議案には大反対です。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 幾つか質問があります。

まず、これは三つ、国保税の条例の改正案件があるのですが、そのうちの国保税の資産割をなくすということ、これが減税になりますが、これはどなたが発案されたのか、町長なのか、担当課長か。

それから、全協のときにこれについての説明がありました。そのときに国保税の資産課税は収益性のない資産に対する課税だと、だからやめるんだというような説明だったと思いますが、収益性のない資産に対する課税はしてはいけないという定めでもあるのでしょうか。

それから、県内44市町村のうち、約半数は資産割課税を廃止しておりません。これらの市町村はなぜ廃止しないのか、この点をお聞きします。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） 一つ目の資産割の廃止の発案者ということでございますけれども、これにつきましては町長と我々事務局のほうと協議の上、発案ということでございます。

それで、2点目の収益性の問題につきましては、現在、資産割につきましては固定資産に課税をしているもので、利根町におきましては、資産割の課税者につきましては、退職者がほとんどを占めております。この退職者の資産につきましては、現在、家と土地に課税されておるわけでございますけれども、これにつきましては当然収益を得ない、売らなければ財産にならないということで非常に不公平な課税となっております。そういうことから廃止をしたいということでございます。

それと、収益性のない資産割を廃止していない市町村があるということでございますが、今、廃止の方向に向けて動いている状況で、これから順次廃止されてくるのかなと思っております。

ことしからまた日立市がふえて、現在毎年ふえてきております。近隣では取手市、守谷

市が既に廃止をしております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、私も二、三質問させていただきます。

今度の議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということは、主に資産割を削る、これが一番の重点なのかなと思います。

それで質問したいのですが、この資産割を削った場合、今現在、利根町では金額にして年間幾らぐらい削減というか、なくなるのか。

さらには、今現在国保に加入している人数もお願いしたいと思います。

それと、資産割を削った場合、全ての加入者の国保税が下がるのか、その辺。

なぜこれを聞きますかということは、今回の町長選挙に当たりまして、町長は国保税は下がるんだよ、そういう公約を掲げておりましたので、町民の皆さんは国保税が下がるということは、国保税に入っている方全てが下がると恐らく思ったと思うのです。そういうことでちょっと聞きたいと思います。

それと、鬼澤課長が先ほど退職者どうのこうのと言いましたけれども、今回、資産割をなくした場合、特にこれは資産ですから、農地とか家もそうなのですが、農家の方のほうで国保税は下がるのかなと思うのです。ですから、大体利根町の場合で農家は平均すると2ヘクタール弱かそのくらいだと思うのですが、これは今すぐここで回答できないかもしれませんが、普通の農家、2ヘクタールくらいの農地を持っている方で年間どのくらい国保税として下がるのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、資産割を削る考えは、これはもちろん国がやっていることでございますが、国のほうの今の現状をお聞きしたいと思います。いつごろからなくすのか、それとも既になくなっているのか、今、検討中なのか、そういうところもお伺いしたいと思います。

さらに、国の方針が決まらなければ、各自治体で国保を運営していかなければならないと思うのです。しかし、以前は老人保健がありましたけれども、この老人保健も各自治体ではとても厳しくてやっていけないということで、今、利根町も茨城県全体でやっているようなことになっていますけれども、老人保健は、国の方針がいつごろ決まるのか。まだ先になってしまったら、今ここで値下げした場合は利根町だけでやっていかれるのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

あとまだかなりありますから、ごめんね、二つ、三つでなくて。

39号が可決した場合、26年度から実施していくと思います。利根町、そのように言っていますから、その基金を取り崩してやっていくわけですね。取り崩してやっていって、国の方針が決まらないでこのまま行った場合は、何年くらい利根町の基金としてやっていけるのか、それもお伺いしたいと思います。

それから、これは私の考えですが、国が正式に決まるまでは値下げをせずに、基金のお金がありますね、健康保険の基金のお金、それを要するに国民健康保険に加入している人

たちに値下げという形で還元するのではなく、逆にそのお金を使って健康維持、要するに町民の皆さんがいつまでも健康にいられるような施策をつくって、それでそのお金をそちらに回したほうが、1人でも元気老人ができれば医療費も安くなるのではないかと、そういう考えはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

それには、町長はよくそういうときの発言の中で、利根町はフリフリグッパ―とかシルバーリハビリ体操、そういうものを取り入れているんだと。それで、確かにフリフリグッパ―は、私も余り活動はできないのですが、ボランティアの一人なのです。しかしながら、町長はフリフリグッパ―をやっているよと声を大にして言っているようですが、実際の中身というのは、会員というか、それをやる方がふえてはいないのですよ。

これはいろいろな問題があります。その会場に来る足の問題とか、いろいろなことがありますけれども、そういうところにも、値下げをしないで、その基金を有効に使ってやっていったらどうなのかな。これはあくまでも私個人の考えですが、行政はどのように思っているのか、そういうことを一つお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 最後のフリフリグッパ―等々でございますが、シルバーリハビリ体操のほうは年間延べ1万1,000人を超えているという状況で、フリフリグッパ―のほうは横ばい、ないし若干減っているということで、ただ、健康寿命を延ばすということは、今後ますます高齢化社会になる上で大事な課題になってくるということでございますので、特会の事業勘定のほうの予算を使うのではなく、やるとすれば一般会計のほうでやらなければならないなど、そのように考えております。

その他については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、お答え申し上げます。

初めの第1点目の、国保税が資産割を廃止するとどのくらい下がるかということでございますけれども、約3,600万円ほど下がるということになります。

それと、2点目の課税世帯につきましては約6,400世帯。正式に言いますと24年度末現在で6,396人、世帯数につきましては3,506世帯になります。失礼しました。

それと、資産割を下げるとなぜ下がるのかということでございますが、この前も説明しましたとおり、現在、税方式につきましては4方式をとってございます。そのうちの資産割が一つの方式でございまして、これをなくすことによりまして、全世帯ではございませんが、世帯数に対して値下げになるのかなと思います。

それと、農家につきましては1軒当たりどのくらい下がるのかということでございますけれども、平均的なものにつきましては平米約7,600円ほど下がる……（「年間」と呼ぶ者あり）そうですね、下がるということで計算してございます。旧地区ですと約1万9,000円から2万円くらい下がるのかなと考えております。

それと、国の現状でございますけれども、現在、国におきましては社会保障制度改革国民会議が終了いたしまして、8月6日付で社会保障改革の方向性を提言する報告書が政府のほうに提出されております。

その中におきまして、国保改革といたしましては、国保の財政運営の責任を担う主体、つまり保険者につきましては都道府県とするということが示唆されております。

それと、その業務を都道府県と市町村が適切に役割分担をするというようなことで、保険税収納や医療費適正化のインセンティブを損なわない、分権的な仕組みを目指すとしております。

なお、政府はこの報告を受けまして、改革の方向性や道筋などを定める法案の大綱を、8月21日に法制上の措置として閣議決定をしております。それで秋の臨時国会に提出をするということが示唆されております。

今後の改革を具体化する作業につきましては、厚労省の社会保障審議会等で継続され、個別の法案が国会に順次提出される見通しということでございます。

また、国保保険者のあり方の見直し時期につきましては、今後、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議、この場を再開いたしまして協議を進め、国保改革の具体化に向けた検討を行う見通しとのことでございます。

町といたしましては、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

それと、基金の取り崩しで26年から実施した場合に、何年間できるかということでございますが、私どものほうで試算した内容につきましては、今後5年計画で計画を進めてございまして、5年間につきましては特に問題なくできるのではないかとという試算を出してございます。

それと、今回国が決めております国民会議の実施時期につきましては、国といたしましては29年度を目途にするということも打ち出されておりますので、5年間しますと、今度統合になってくるのかなと考えております。そういうところで、今、予定を組んでいるところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 幾つもの答弁をいただきましたけれども、資産割を削った場合、利根町の場合は3,600万円、国保税が入ってこないということになりますね。それはそれでわかります。

それから、国保に加入している人数が6,400人で、世帯に直しますと3,506世帯、これもわかります。

資産割を削った場合、国保税はどのくらい下がるのかと言いますと、全世帯ではないと。この辺が私ちょっと納得できないのですが、私お伺いしたのは、国保に入っている全ての加入者の国保税が下がるのかどうなのかをお伺いしたのですよ。それで全世帯ではないということは、もう少しわかれば、例えば7割は下がるんだよとか、8割下がるんだよ

とか、そういう回答をいただきたいと思うのです。それを一つお願いしたいと思います。

それと、農家の場合、利根町の平均農家の家庭で大体年間どのぐらいかと言いますと、7,600円という回答でしたね。この7,600円、確かにどこの家庭でも下がるということは本当にすばらしい、喜ぶことなのですが、ここで一つ聞きたいことは、国保会計は特別会計ですから、当然私も常識で考えて、先ほど私が述べましたように、利根町の住民に対しての健康づくりとか、そういう方面にお金は常識で考えては使えないというの、それは私もわかります。しかしながら角度を変えて、結局資産税が今度下がるわけですね。それで、そのまま徴収すれば、要するに3,600万円というのは健康保険税として入ってきているわけですね。入るわけですよ。それで、国のほうはまだ決まらないけど、利根町の方針としては26年度から国保税、特に資産割は下げるから、国保税は下げますよということですね。ということは、今までどおりに国保の加入者から徴収していれば3,600万円というものは国保税として入ってくるわけです。その3,600万円というのが使わなくてもいいわけです。そのお金で、私は健康に関してのそういうものを別に考えて使えないのか、またそういう考えはないのかということをお先ほど質問したのですよ。

私の質問している内容はわかりますか。わかります、では答弁をお願いします。

それから、国のほうはこれからやっていくことで、今回の秋の国会で決まるということなんです、これは鬼澤課長にどうこう言ってもどうしようもないですから、国のことですから、これはしようがないと思います。

それから、39号が可決した場合は、結局26年から利根町の国保税は下がるわけですが、そうしますと、今の基金で、結局それを補填しても5年間は国保税は安泰だよと、そういう答弁でございました。私、それはわかります。ですから、これを可決した場合はどうしようもないですから、先ほども言っているように、国保税を下げるのではなくて、その余剰金というか何というか、そのままいただいて、それを健康づくりに持っていけないものかなというのが私の願いというか、そのようにした方が利根町の健康づくりにもなるのかなと思っています。

それで、先ほど一番最初に、冒頭にフリフリグッパーの件で町長の答弁がありました。町長もふだんいろいろなところの挨拶で、健康とか、そういうところの挨拶ですよ、そういうところでフリフリやっていますよ、日本全体に知られていますよと、そういうことで言っていますけれども、確かにそれはそうなんです。そうなんです、もう一度言いますけれども、フリフリはそれほど結局会員がふえていない。

なぜふえていないかということは、やはり会場の問題なのです。会場の問題、要するに旧布川、文、東文間、文間、この……違いますね、3カ所だ。学習センターとコミュニティーセンターと公民館の3カ所ですね、ですから、どうしても入っている方は高齢者が多いですから、車を運転できない人もいるし、自転車では来られない人もいるし、雨風のときには来られない人もいる、そういうところなんです。それを何とかカバーして会員を一人

でも多くするには、やっぱり町長、口で言っているだけではなくて、また、保健センターに任せるのではなく、ボランティアの人も一生懸命やっています。はっきり言って私は年に四、五回くらいしか出られません。でも内情はちゃんと知っています。

ことしも夏の納涼大会のときにもやりました。私も参加しました。これから町民運動会のときにも恐らくやると思います。そのように一生懸命ボランティアの方、保健センターを初めとして一生懸命やってくれているのですよ。それは、なぜそのようにやるかということは、健康づくりなのですよ。フリフリ体操に参加して、それで皆さん健康になりましょうよということをやっているわけです。ですから、私から言わせれば、町長初め、行政がもう少し真剣になって、一人でも多く参加できるような、そういうものをこしらえていただきたいというのが私の考えなんです。

そこで、先ほども言いましたように、この国民健康保険税をそのままいただいて、値下げをするんじゃなく、はっきり言って、値下げしました、しかしながら一般農家、農家が一番持っているわけですから、そこでもお金が少なくなるのは年間7,600円なのです。それよりもこの利根町を元気づけるような、そういうものを町で考えて、そういう方面に使えないのかということで、私、このフリフリをちょっと話を持ち出して町長の意見も聞いたのです。

ですから、その前に鬼澤課長に、私、特別にそのお金が使えるのか、使えないのか質問していますから、それは返答は来るとは思いますけれども、でも鬼澤課長からどのような返答が来るかわかりませんが、町長はこの町のトップなのですから、それは町長の考えとして再度、そういうお金をそのように回せるようなことができないのかどうか、考えがあるのかどうかお答え願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 質疑に当たる分だけの答弁で結構です。

遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、必要があれば一般会計で対応するということでございます。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、お答え申し上げます。

まず初めに、資産税で何世帯が下がるのかと、パーセントでお答え申し上げますと、約6割の方が下がることとなります。

先ほどちょっと失礼しましたが、先ほど7,600円と申しましたのは平米当たりでございます。全体でいきますと、件数でいきますと約1万円から2万円の範囲ぐらいで下がるということでございます。年間ですね。

○11番（若泉昌寿君） 1万円から2万円……。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） 1万円から2万円ということ。

先ほど申し上げましたのは平米数ということで、失礼しました。

それと、この資産割の予算をそのまま健康維持、増進等の予算にできないのかということでございますけれども、これにつきましては国保税でございますので、税をほかに充当することはできませんので、これはできないということでご判断をいただきたいと思いません。

現在、保健事業といたしまして人間ドック、それから、健康診断、これを実施してございます。これにつきましては別枠で国のほうから補助が出ておりますので、これにつきましては問題はないと考えております。

それと、現在の財政状況ということで、この資産割をそのままとっているいろいろな予算的に振り向けたらどうかということでございますが、これにつきましては、現在の財政調整基金の残高につきましては、ここ数年、年度末残高では2億円を切っておりますが、翌年度の9月に、今回も補正をさせていただきますが、基金への積み立てができています状況でございます。それである程度の残高は確保してございますので、問題はないものと考えております。

また、国保財政がもし赤字で、一般会計から法定外の繰り入れを行う状態であったり、国保財政調整基金の残高が減少し続けている状況でございますならば、資産割の減収分を確保するために、所得割や均等割、平等割の税率の見直しを図り税収を確保することになります。現在の財政状況及び財政調整基金残高も、今回補正させていただいた後、2億6,000万円確保されている状況でございますので、資産割のみを廃止させていただきたいということでご提案をしたところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） まず、町長のほうから再度質問をさせていただきます。

私の質問に対して、私はフリフリをもう少し皆さんが加入していただけるように、町としても考えていただけませんかということでお願いしているわけですが、町長は必要性があれば国保の、私から言ったら国保の一応余剰金になりますけれども、国保のほうからではなくて一般会計のほうの金を使ってやると、そう言いましたね。そうですね、町長。

私思いますけれども、利根町の一般会計、それほど余裕があるんですか、町長。

あともう一つ、言葉として気になるのは、フリフリに対しての会員が、会員がですよ、私はふえるように行政も考えてくださいよと言ってお願いしているわけです。それで「必要性があれば」ということは、じゃあ、とり方ですけども、とり方です。私はこのようにとったのですよ。じゃあ、今のフリフリのメンバーでこれ以上ふやさなくてもいいんだよ、今の現状でいいんだよ、私はそのようにとりましたよ。だから町長は、必要性があれば一般会計のお金を使ってでもやっていきますよという答弁なんですよ。

必要性というよりも、町長、はっきり言って、私は今フリフリの会員というのはい人いるか、残念ながらわかりませんが、会員としたら恐らく200人はいないのかなと思う

のです。これははっきりわかりませんので、そんな程度だと思うのです。

でも利根町の高齢者、60歳以上の人は7,000人以上もいるわけでしょう。そのうち、例えば200人なら200の方がフリフリのほうに加入してやってくれているということは、自分の健康も考えているから、何とか皆さんと一緒に週1回でもいいですから、月に2回でもいいですから、そういうところへ行ってやりたいなど、そういう気持ちがあるから参加しているわけです。

それで……。

○議長（井原正光君） 若泉議員に申し上げます。質疑の範囲内でやってください。

○11番（若泉昌寿君） はい、わかりました。

では、ともかく、それはいいといたしまして、もう一度町長に聞きます。

フリフリ、必要性があれば一般会計から出してくれるんですね。その答弁だけお願いします。

それと、国保税の方で再度お伺いしますが、国保税に加入している方、先ほどは年間7,600円、それが結局1万円から2万円だよということなんですが、ちょっと幅があり過ぎるんじゃないですか、1万円から2万円ということは。これは農家の結局、何と言うんですか、面積とか、そういうことで1万円から2万円と、そういう解釈をしていいのかしら。はい、わかりました。

では、それに関連してもう一つ聞いておきますが、サラリーマンで退職なさった方、それで今国保のほうに加入してきていますよね。これからもどんどん多くなると思うのです。その方たちは、自分の住む家1軒、ですからせいぜい60坪前後くらいだと思うのです。その家庭でどのくらい値下げというか、少なく納められるのか、その点をお聞きしたいと思います。

あとは国とかそういうことですから、いいです。

それから、基金の面は、鬼澤課長は絶対大丈夫だよと、5年間は大丈夫だよということなので、私もその言葉を聞きまして、それは信用させていただきます。

その1点、あと町長の答え、二つだけ。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから述べているとおりでございます。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、お答え申し上げます。

まず、団地のほうの地区の退職された方が、大体家と土地でどのくらいになるかということでございますけれども、今大体試算した中では1万円から1万1,000円くらいの範囲内で団地の方が資産割を払っていただいております。それがなくなるということでございます。

○議長（井原正光君） 8番高橋一男議員。

○8番（高橋一男君） 若泉議員が大体細かいところまでお話ししましたので、おおよそのことはわかりました。年間3,600万円と、大体6割の方が値下げになると、それについて1点だけ、私、勘違い、聞き違いなのかわからない点があるのですが、農家の件で平米当たり7,600円という値下げと聞いたのですが、そう言いましたよね、それで平米当たり7,600円の値下げでどうして1万円から2万円ぐらいの、1軒当たりの平均の値下げ額が1万円から2万円というお話をされましたけれども、その辺が私の聞き違いなのかどうなのか。どう考えても平米7,600円と言ったら大変な金額になってしまうのですね。私が聞き違いしたのか、その辺1点だけ確認したいのですが。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） お答え申し上げます。

大変失礼申し上げます。7,566円というのは平米当たりの評価額でございました。申しわけございません。評価額でございます。

それで若泉議員にご答弁した1万円から2万円が正しい数字でございますので、ご訂正をお願いします。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 今の件はわかりました。

それで、私も土地が多少はあります。ですから、値下げすることはうれしいのですが、しかし、先ほどの答弁を聞きますと、5年は大丈夫だろうと、じゃあ5年先はどうなるんだと。先ほどの話では、5年後は、場合によっては資金がなくなれば一般財源からと、でなかったら、一般財源でなく値上げの可能性もあるよという、所得割とか、そのほうで値上げになる可能性もあるというニュアンスで答弁したと思いますが、極端な話ですよ、私は遠山町長が選挙期間に耳ざわりのいい話をして、5年間とりあえず下げられるからいいだろうという安易な考えで、将来的なことを考えないで、値下げするのは簡単ですよ、誰も喜びますから、反対する人は少ないでしょう。しかし、5年以降になって、いや財源がなくなりましたと、確保するのが全てありませんと、じゃあ値上げしましょうと、これは簡単にできないですよ。そんなことは。

もう少し長いスパンで考えてもらって、この辺のところはもう少し、公約、公約と言ってこのような形にしたのでしょうけれども、私はもっと先のことを考えて、そんなに財政に余分な金はないですから、幾ら特別会計だと言っても、その辺ももう少し考慮していただいて、考えていただきたかったかと、そうと思いますが、町長、一言だけ、その辺だけお願いします。

○議長（井原正光君） 傍聴者に申し上げます。場内での飲食はおやめください。

遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

今、毎年3,600万円、これで7年間だけの基金が積んであると、それは今回補正を組んで

ありますけれども、繰越金、要するに基金に積むのを毎年ゼロとして見た場合です。先ほど鬼澤課長が言ったように、5年後には統一されます。そういう方針で今、国のほう、県のほうも進んでおります。

ということは、繰越金がゼロということはございませんので、ただ委員会で私が言ったように、新型インフルエンザが物すごくはやってしまったとか、特殊な病気が出たとか、また普通のインフルエンザでも通常の年より2倍も3倍もかかる人が出たと、そういう特殊要因はこれはまた別でございます。ただ、今まで国民健康保険特別会計事業勘定やってきた中で、そのような現実はございませんので、少なくとも7年、繰越金がゼロとした場合、基金をゼロとした場合、要するに基金を積むのをゼロとした場合ですね、7年。

今の状況を見ますと、その基金が今までの状況を平均して基金に積めるような、繰越金の中から基金に積めるような状況であれば10年は大丈夫でございますが、9年から10年は大丈夫だと試算をしております。

ただ、国の方針で5年後には統一される。都道府県単位で統一されて一つになるということですので、5年であるか、国のほうは5年を目途にやっていますが、私考えるには個人の考えなのですけれども、6年から7年ぐらいはかかるだろうと、その間、値下げしても十分にやっていると判断したわけでございます。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 時間がなくなりますから簡単に二つだけ。

ここの国保税は相当徴収不納が多い、住民税などと同じくらいに多いのですけれども、この徴収不納の主な要因を言ってください。教えていただきたい。

それから、もう一つ、一般会計から国保に繰り入れるのは法定分が毎年幾らなのか。それから、法定外で幾らくらい毎年出しているのかをお聞きしたいです。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） 1点目の国保税につきましの収納率につきましては、利根町は県内におきましてもトップのほうでございます。今年度につきましてはたしか9位でございます。

ほかの市町村、特に大きい市におきましてはかなり低い数字でございます。利根町は単年度、現年度で今回は92.4%になっておりますので、他市町村に比べても劣っておりません。

それと、国民健康保険特別会計に対しての一般会計からの繰出金ということですが、1億3,300万円ほど繰り出しをいただいております。これにつきましては、全て法定内でございます、ルール内でございます。

法定外につきましては、ゼロでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今、ほかの市町村と比べて徴収率がいいとか、そういうことをお

聞きしたのではないのです。何が原因なのかということです。92%だって褒めた数字ではないという見方もあり得ます。

○議長（井原正光君） 鬼澤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） お答え申し上げます。

ほとんどが生活扶助世帯といたしますか、そういう世帯の滞納額になってございます。

○議長（井原正光君） そのほか、質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私はこの国保条例の一部改正について、特に資産割の税の廃止について反対をいたします。

問題点は大きく分けて二つございます。

まず1番目は改正案の問題点でございます。これは大きく分けて、さらに二つに分けられると思います。

一つは、ミクロの問題点、改正趣旨の問題点でございます。収益性のない資産への課税は避けるというような発想が中にありますけれども、これは、そういう発想は必ずしもとる必要はないと思います。そういうことを言うのであれば、固定資産税もその固定資産にかけているわけであって、固定資産の収益性を問題にして税率を決めているわけではないわけです。

それから、この資産割というのは資産の多い少ないによって課税する、いわゆる応能主義、税金を納める能力に応じて取ると。こういうものに即しているわけで極めて合理的なやり方であります。

そういうことで住民税もご承知のように、あるいは固定資産税もそうですが、固定資産税は資産の価値によってですけれども、いずれにしてもそういう住民税も含めましてその住民の能力に応じて税金を取っている。こういうわけでありまして、この部分だけが、国保の資産割の部分だけがそういう応能主義でやってはいけないような発想は、私は間違っていると思います。

それから、大きい問題として国保税のあり方、大きな問題ですけれども、そういう面から見ますと、この国民皆保険制度というのが日本の世界に冠たるシステムであるということは、いろいろと喧伝されておりますし、事実そうであろうと思います。しかし、この国民皆保険制度が今、危機に瀕しているということも皆さんはご承知だと思います。

国民健康保険税というものも、この国民健康保険の一翼を担う非常に重要なものであって、これを安易に税を減らすという発想はいかがなものかということでもあります。本当に

この国民皆保険制度をしっかりと我々一人一人が支えていこうという発想を、住民はもちろんのこと、行政もそういう発想でやっていかなければ、これは破綻するという状況にあることを行政の皆さんはよく考えておられるのか、その辺が私は非常に不満であります。

それから、大きな問題点の2番目として、町長の政治意図に問題があると私は思います。首長の町長のいわば住民迎合の選挙公約になっている。ご承知のように、7月の町長選のときに、この国保税を下げるということが公約の中にはっきりと入っておりました。しかし、今、皆さんの質問からもわかりますように、全世帯の約半分の人しかこの恩恵はこうむらないわけでありまして。国保会計を本当に健全化しようということであれば、こういうところで税金を減らすというよりは、いかに国保会計を健全化するかという方向に考えるべきであります。

それから、若泉議員も言うておりましたけれども、国民健康保険は一体何のためにあるのか。国民の我々一人一人が健康に長寿を全うすると、病気にはできるだけかからないようにする、そういうための、万一かかった場合にはみんなで拠出したお金でその病気を治しましょうと、もちろん自己負担はありますけれども、当然ですけれども、そういう趣旨のものが国民健康保険なわけです。

それを、一部の人にしか利益が行かない。しかも、金額にしてはそれほど大きくはないですけれども、町の会計としては決して少なくはない。それから、大体7年はこれでもつんだと言いますが、長期的にどうするかということが完全に欠落している施策ではないでしょうか。こういうことに私はとても賛成できません。

私も国保会計を健全化するためには、住民一人一人がより健康に長生きしていくことが大事なわけでありまして、若泉議員も少しおっしゃっていましたが、町民の健康増進の施策をいろいろ考えるべきではないでしょうか。

それから、この間の新聞をちょっと見ましたけれども、茨城県の医者数は、県単位で見ると全国46番目だそうです。それは、この間のほんの数日前の新聞に書いてあります。全国46番目、最下位のほうになるわけです。ですから、利根町もそんなに人口当たりのお医者さんの数は多いとは言えないわけですが、例えば今、家庭医の制度を普及させようということを厚労省は考え始めています。今、余りにも大病院にすぐみんなが行くものだから、大病院が待ち時間ばかりが多くて診療が十分受けられないという。ですから本当に基礎的な最初のところは家庭医に行ってから、どうしても大病院に行かなければいけないというところは大病院に行く、そういうようなシステムにしようという国の構想もあります。

我々はそれが、国から言われたらやるのではなくて、我々自身がいろいろやるのが大事、3,600万円ですか、私は全協のときに3,850万円と聞きましたけれども、いずれにしても3,650万円のお金はその税金の相当額だとすれば、そのお金を使うように努力をする、そういう施策を考える。それが行政の役割ではないでしょうか。

そのほか、今、後発薬、ジェネリック医薬品、これを普及させようとしていますが、黙

っていると薬価の高いお薬を使おうとする。そういうことを抑えようとする努力を行政もやらなければいけない。どれだけやっているのでしょうか。

それから、お医者さんの書く診療報酬明細書、レセプトと言われるもの、これが真面目にやっているお医者さんはもちろん多いですが、ごまかして保険にかけているレセプトの不正請求というものも極めて多い。これも行政のほうで何かの工夫をして、そういうことを防ぐ必要があると思います。

そういういろいろな行政のやるべきこと、3,600万円が、そのお金が、減税に回すよりは、そういうことに回すことが国保制度の大事な問題じゃないでしょうか。それを公約であたかも全町民が受益できるような書き方で減税しますと、こういうようなことを言っているわけです。

いずれにしても、今の国保の国全体のあり方、非常に深刻な問題が内在しています。同じことがこの利根の行政の国保の問題でもあるわけです。そういう方向でこの問題を検討すべきであって、この議案第39号、これは私は断固反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 長くはやりませんから。私は反対の立場で短く討論させていただきます。

先ほど私はいろいろなことで質疑しましたので、国保の内情というものは、理解はいたしました。しかしながら、質疑の中にも私述べておりますが、現在の利根町の国民健康保険で利根町の町民、国保に加入している方が使っているのが約23億円です。それから、介護保険は別ですけれども、介護保険でも12億円は使っております。

なぜこのような大きな金額が使われているのかと言いますと、高齢社会がどんどん進んでいるからです。これからますますこの利根町というのは高齢社会が進んでいきます。ですから、国保税が今23億円かもしれないませんが、これはあと2年先、5年先になったら25億円、26億円、これはなるかもしれません。

先ほど国保税のほうの基金もあるから大丈夫だと、それは私もそれなりに理解はしましたけれども、ますます高齢化が進む社会において、この利根町としても国保税の余剰金というか、余った金は別なものには使えないと言っていますが、これは絶対的に100%使えないと私は思いません。行政の中で健康増進のため、町民が少しでも、一人でも、いつまでも元気でいられるような、そういう施策のために使っていただきたい、そういう理由から、私は反対の立場で討論を行いました。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第40号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） この議案第40号は、議案第38号と同じように、私から言わせると法外な延滞利息を取ろうとしている。定期預金が0.01%のときに、率を下げたと言っても年間7.3%とか、そういったような値下げであるわけです。もっと実態に即した税率とか、この率を下げるということでなければ、私は賛成できません。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第41号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、事業別に分けて3点ほど質疑いたします。

まず、15ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 社会福祉総務費、事業別で民生委員推薦事業としまして、1 報酬、民生委員推薦会委員報酬で1万7,000円でございます。これは平成25年度当初予算で3万4,000円計上してあります。補正で1万7,000円を計上する必要性について、どういう理由で生じたかお伺いします。

2番目ですが、民生委員推薦委員会はどのような選考基準により委員を選任していますか。民生委員推薦委員は現在何人を委嘱しておりますか。そして、その民生委員推進委員でございますが、報酬を支給する者、そして報酬を支給しない者の人数を伺います。そして、報酬の日額は幾らでしょうか。

3番ですが、民生委員の委嘱の期間はいつからいつまでですか。そして、民生委員の委嘱の期間は何年間ですか。そしてまた、委嘱する場合に、年齢の制限等はございますか。何歳までとか、そういう年齢制限についてもお伺いします。

それから、17ページですが、款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、事業として児童虐待防止対策緊急強化事業として9万1,000円の予算を計上してあります。この児童虐待事業費は県補助金で9万円を充てています。この新規事業ですね、この事業の内容を説明願います。具体的な事例を挙げて説明してください。

その中で特に18番備品購入費でございますが、乳児用身長計で3万6,000円ですが、この備品の使い道はどのような使い道をするのですか。この事業の推進課の福祉課の職員が、この乳児用身長計をどのように使うのですか。児童虐待と児童に対する身長計の関係ですが、どういう関係がございましょうか。その因果関係についてもお尋ねします。

事業別の3点目でございますが、21ページです。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費ですが、事業としましては街路灯管理事業で942万7,000円でございます。これは全部工事請負費として街路灯の修繕工事に使うようでございますが、これも年度当初の25年度予算では街路灯の修繕として120万円が予算化してあります。ここにきて今回の補正で942万7,000円の計上でございますが、当初で修繕

費は120万円でございます。こういった1,000万円近くの費用がかかる場合には、やはりこれは4期基本計画、街路灯整備事業とか何かで。それから、当初から街路灯管理事業としては1,000万円近くを計上するのが予算でございますが、ここへきて900万円近くの予算を計上するのは何か町のほうで社会的背景があったかどうか、そういう点もあわせてお伺いします。

それで、防犯灯対策事業、これは総務課のほうで防犯灯はLED化にすると、これで24年度が1,150個のリース事業でございますが、防犯灯と街路灯の違いはどう違うのでしょうか。街路灯の設置事業の概要をお伺いします。

以上、3点でございます。詳細にお願いします。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではお答えいたします。

民生委員選考委員の推進会委員の報酬でございますが、要求額1万7,000円ということで、当初で3万4,000円で、5万1,000円の予算額としたいということでございますけれども、今回、民生委員の一斉改選の時期でございますして、今年の12月から3年の任期で一斉改選ということでございます。

民生委員を選定するに当たりましては、委員会を設置いたしまして、そちらで審議していただくということになっております。8月の当初ですか、今回区長さん方から推薦していただいた民生委員を審議いたしまして、1回実施してございます。

しかしながら、民生委員は全部で40人ほどおりまして、全てが候補に上がってきたわけではございませんので、まだ2名ほど推薦が上がってきていないということがございます。ということは、年度内にまた推薦していただけるということがありますので、1回分として委員の報酬を計上したということでございます。

報酬額は4人ございまして、民生委員推薦会自体は7名いらっしゃいますが、その中で支給しない方が3人おりますので、4人に対して1人4,200円ということで1回分を計上したところでございます。

それから、民生委員に対する委嘱の条件というご質問でございますけれども、年齢制限というものが一応ございまして、再任については75歳未満、新任については65歳未満ということになっております。しかしながら、地域の事情によりましてどうしても困難な場合がございますので、その場合には理由書を提出していただいて、その理由書を推薦会で検討していただいて最終的には決定するという運びになっております。

次に、児童虐待防止の消耗品と備品購入費ということで5万5,000円、3万6,000円を増額補正、計上したところでございますけれども、こちらにつきましては児童虐待防止対策緊急強化事業ということで、これは補正で計上させていただいているのですが、時々ある事業でございますして、市町村の体制強化のための環境改善事業ということで、実はこれ福

社課でこの事業を取りまとめているところですが、実施しているのは保健福祉センターの保健師の方が、乳児家庭全戸訪問事業ということで実施しておりますので、その際にパンフレットを配っていただいたり、それから、身長計1台を備品購入ということで計上させていただいたのですが、それも保健福祉センターで乳児の測定に使っていただく。

虐待との関係ということでございますが、当然虐待の中には食事を与えなかったりということも想定されるということで、体の健全な発育に影響がある場合もあります。その場合に身長も差が出てくるということがあり得ますので、その際に身長計を使っていただくということで、早期発見につながるのではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 次に、街路灯改修事業について、飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それではお答えいたします。

修繕費120万円だけど、なぜこんなに出すんだということでございますが、四季の丘の街路灯が倒れました。ということで点検したところ、15基ほどある中の3灯から4灯がすぐ危険だという状況なので、今現在3灯から4灯だと思っただけですけども、既に撤去してあります。

四季の丘の1丁目と2丁目とあるのですが、この15基は2丁目のほうで、ヤオコーから南側、堤防寄り、そちらのほうの数でございます。1丁目のほうは電柱に共架灯というんですけども、バンドをまいて出してあるものんですけども、2丁目のほうはハイウェイ灯というか、オーバーハング、オーバーハングってわかるかな、要するにこんなもの、それが倒れそうなのですね。ということで危険なものはすぐ撤去してしまったのですが、来年の予算までには到底危なくて置いておけないということで急遽全灯を交換するというので、先ほどの120万円では到底足りない金でございます。

ついでと言っては申しわけないのですが、全部LEDで取りかえるということで計画しております。

それともう一つ、防犯灯と街路灯の違いといいますけれども、まず明るさが違います。町でやっているのは約8ワット、今LEDでやっているのは約8ワット、明るさ的には蛍光灯でいくと20ワットから、そのぐらいの明るさがあるかと思うのですが、今防犯灯としてやって8ワット、街路灯として予定しているのは約16ワットを予定しております。

防犯灯のほうは総務課なのですが、防犯灯の設置する基準としては、集落と集落を結ぶところに、暗いとか、そういったもので防犯灯は設置してあると聞いております。

私どもでいう街路灯というのは、ほぼ団地の中でございまして、前からお話が出ていますように、約330ちょっとありますけれども、それは自治会で全部料金を払っていただいているようなところでございます。本当の街路灯、ハイウェイ灯と言われるものは、道路法という輝度というのですか、明るさとか、そういったもの全て決まりがあるので。ただ、利根町で言うこの防犯灯というのは、そもそも開発原因者が設置した防犯灯を兼ねた

街路灯というところでございます。

ですから、今現在各団地によって明るさが全然違います。一番明るいところで400ワットの水銀灯を使っているところもあれば、一番低いところで20ワットか40ワットの蛍光灯を使っているというもので街路灯と呼んでいるところもございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質疑をいたします。

先ほど福祉課長の答弁について、児童虐待防止対策緊急強化事業ですが、これは新規の事業という話ですけれども、福祉課長の答弁ですと以前からこういった事業はやってきたと、時々ある事業であると。

そこで、この保健福祉センターのほうで実際に事業を、役場の中ですから相互に協議してやっていると思うのですが、児童虐待、過去にこういった事例があるのかどうか。今度買う乳幼児身長計、これは児童虐待があつて身長伸びが悪い乳幼児、児童の身長をはかると思うのですが、身長の発育状況ですが、これ福祉課長どうですか、乳幼児とか、児童の虐待によつてものを与えないとか何で身長伸びないとか、そういった事例は報告されていますか。

それと、記録を役場のほうでは保管とか保存してありますかどうか。それが大事なことです。新規事業ですけれども、継続して国や県へ要望して、せっかくやるなら継続性がないと事業はだめですね。思いつきでは。時々以前からあつたというのでは継続性がないのです。行政は継続性が大事でございます。今なくてもまだあるかもしれませんので、慎重にそういう点に対応を願いたいです。

それから、街路灯でございますが、これは水銀灯とかありますけれども、900万円以上かかる場合ですが、これは今はやりのリースか何かで対応すると、そういった予定は庁内で議論したかどうか。議論に値しなければ議論の必要はないけれども、議論に値するような事案でしたら、都市計の課長のほうで内部的にいろいろ総務課との関係がありますけれども、議論したかどうか。

全く議論にのせるものではないと、値しない場合には議論の余地はないと思うのですが、そういう点も総合的に防犯灯、街路灯の違いはわかりましたけれども、リース物件とか何かについても総合的なご判断をお願いします。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、生後4カ月までに乳児の発育状況、そして体重やミルクの哺乳量を見たり、また母親の健康状態や育児相談のために、これは今までずっと行っている事業でございます。

その中で身長計がないということですので、今回、計上させていただきまして、訪問の

たびに使用させていただきたいということでございます。

また、訪問時におきましては、乳児の3カ月、6カ月健診時期や予防接種の説明なども同時に説明しておる事業でございます。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 先ほどちょっと説明するのが一つ足りなかったのですが、来年度以降もLED化を進めるということで、今、国の補助金をいただきまして街路灯の点検を発注してございます。その中でも今話が出たように、リースですね、ただオーバーハングのポールですけれども、あれがリースでできるかということ、多分リースに入らないですね。ということで、灯具だけ、灯具って上のほうの電気の部分が灯具ですけれども、それだけがリースになる可能性はあるかなというところで、ただ、今回、発注するまでにはまだいっていないのですけれども、とりあえず予算を取った中では、リースでなくて全部交換ということですね。多分柱のほうはリースではないと思うのです。その辺は調べて発注するようにはなります。

なぜ四季の丘だけこんなに早く倒れたのかと言われてますと、ペットでいう犬のおしっこが、舗装とちょうどつけ目のところにたまるのですね。そうするとほかの街路灯よりも腐食するのが早い、なおかつ今まであった四季の丘の以外のものというのは、既に1回大体取りかえているのですが、それには防食テープというものを下からまいているのですね。そうすると、そこに犬のおしっこか、そういったのは入らないのでわりかし丈夫というところでやっています、先ほどの不足分の説明ですけれども、ですから、今回倒れる点検、発注する前に倒れられてしまうというのか怖かったというところでございます。

また、話は変わりますけれども、リースのほうは発注する段階でもう一度検討はしますけれども、多分ならないと思います。その議論はしてございます。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第42号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第43号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 1点だけお伺いします。

4ページの工事請負費の中で下水道維持管理工事費の中で浄化センター周辺雨水路維持管理工事、この内容を詳しくお願いしたいのですが。

○議長（井原正光君） 飯塚都市建設課長。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは説明いたします。

見てのとおり、基金で充てます。

ということは、通常の道路の草刈りですとガードレールとか、そういったところを外注したり、町の職員全員でやったりしているのですが、道路のためですと路肩が大体1メートル前後しか刈らないのですね。というのは、道路の安全上、それ以上刈っていないのです。ただ、この浄化センターの水路の維持管理というのは、ご存じのように、浄化センタ

一の周りには幅の広い水路がございます。1メートルぐらいい刈ってあるのですが、そこから大体2メートル前後の水路との間というのは、何年も何年も草を刈っていない状況なんですね。

浄化センター周辺の環境整備協議会ってご存じかと思うのですが、そちらの方の協議会のほうから、あれを刈ってくれということで要望がありました。ただし道路の予算ではできませんと断ったところ、この基金のほうでどうにか対応できないかということで要望があったことから、特別、浄化センターの周りの水路の道路以外のところを刈るという工事でございます。

ですから、来年度以降は年に1回くらい刈らなければならないのかなということでございまして、この基金を活用して環境の整備をしてくれという要望でやる事業でございます。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第44号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第45号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第46号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第47号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 質疑というよりも参考のために1点お伺いしておきます。

今回7分団の消防ポンプ自動車を購入するわけですが、これに関して、私は別に異議はございませんけれども、前回の説明のときに、20年間ぐらい使うんだということですが、今現在、各消防分団のところに消防ポンプ自動車が入っていますけれども、20年に近い自動車とか、そういうものがどのくらいあるのか、ちょっと総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） ポンプ自動車で20年以上ということですが、第1分団が平成3年度の登録でございます。それと、第4分団が平成4年度ということでございます。それ以外については順次年次計画で買いかえをしております。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

8番高橋一男議員。

○8番（高橋一男君） ちょっとお聞きしたいのは、消防自動車の入札のところですが、これは有限会社鈴機が落札したわけですが、価格的には一番低いということで決定したと思いますが、これは例えば価格のみで落札したのか、それともそれ以外に、価格以外のものによって決める要因が何かほかにあるのか、価格だけなのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

それと、今現在ある自動車は多分車体はいすゞの車だと思いますけれども、この入札の車体そのものはみんな一緒なのですか、それともこれみんなメーカーが違う車なのですか、その辺も聞きたい。

それで、特殊車両というと、全般的にモリタが利根町の場合は多いと思うのですが、モリタと新明和、これが今特殊車両では一番台数も出ているのかなと思っているのですが、利根町の場合はどの車体でどの特殊車両の機械が搭載されているのか、その辺もわかたらお願いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） この入札につきましては、町のほうで仕様書を作成しております。その仕様書に沿って入札ということでございますので、金額で落札ということでございます。

あと車のメーカーは、ちょっとどこが多いというのは今わかりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） わかりました。

それでは、今、7分団の購入したのが平成2年に購入したということで、20年ちょっと過ぎていきますから大分古い車なのですが、今度購入する消防ポンプ車の水量というんですか、馬力、この辺はこれまで今使っているものとどの程度水量が、馬力というものがあるのか、もしわかたらお願いしたいのですが。

わかりますか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 仕様書の詳細等については、今ちょっと頭にはございませんが、自動車のほうは4,000cc以上ということで、今回は特にオートマチックということで仕様書のほうを設定しております。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 財産の取得についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時59分休憩

午後 1時30分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） こんにちは。

それでは報告をさせていただきます。

議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

特別委員会は去る9月10日より11、12、13日の4日間にわたり、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席を求め慎重な審議を行いました。

平成25年9月3日に付託されました一般会計歳入歳出決算は、歳入は款1町税から款20町債まで、歳出は款1議会費から款13予備費まで慎重な審査を行いました。

その結果、いずれの議案も原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

ここで委員長の所見を述べさせていただきます。

歳入総額55億6,974万円に対し、歳出総額53億4,346万2,000円でした。歳入歳出差し引き

は約2億2,627万8,000円でありました。

この不用額の中には、無理、むだの節約、契約差金等の節約もありましたが、初年度の予算が十分に活用されなかったのか、それとも予算作成が甘かったのか、今後の執行部の予算編成において問題点や課題を十分踏まえた上で予算作成に取り組んでもらいたい。

不用額が生じるということは、住民サービスの低下になりかねないという懸念がするところでもあります。不用額の生じない心のこもった町民本意の予算執行をお願いいたします。

また、決算特別委員会の会議の中で、各委員より活発で前向きな質疑がありました。その内容等を踏まえて、執行部各位の次年度予算編成に生かされ、反映されることを期待して委員長報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

ありませんか。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私は、平成24年度の決算について、賛成の立場で意見を述べます。ただし、私はどちらかというと渋々賛成するという立場で意見を述べさせていただきます。

今回の決算も平成23年度決算の認定のとき、1年前ですね、それから、平成25年度の予算審査のとき、ことしの3月です。そのとき以来、何度も指摘したことが十分検討されていない、そして反映されていないと思っております。

一、二の例を挙げますと次のとおりであります。

大きいところでは産業振興策が旧態依然である。利根町の農業や商工業の振興は最重要の課題であり、かつ最も困難な課題であります。しかし、何年たっても抜本的な施策が出てこない。これは政治が無能であるか、怠慢であるかというところではないかと思えます。

私は執行部が多くの人々の知恵をかりて、本当にこれに積極的に今後取り組んでいただきたいと思っております。

小さいところでは、たくさんあるのですが、ほんの一つだけ例を挙げますと、昨年度も指摘しております。図書館などで住民が文献をコピーしたいというときに払うお金が1枚当たり20円となっているわけです。これは私は3年も前から、これはおかしいのではないかと感じておりました。ここでまた細かいことは省略しますが、最も安いところではヤオ

コピーで5円でできます。それを20円取る。どうも委員会での答弁を聞いていますと、このコピー機に限って原価計算をして、原価よりもはるかに安いものだから、これでも安いんだと、20円でも安いんだと、こういう答弁でありました。何でこういうちまちましたところで原価計算を持ち出すのか、私にはわかりません。

私は前々から、きょうの午前中もありましたけれども、もっと原価を考えながらやっていかなければいけない受益者負担を求めるべきところがあるのに、なぜこのコピー機、図書館のコピー機だけ原価を考えて20円だと言い張るのか全くわかりません。いろいろな事例があるのですが、ここではそういうことを一つの事例として挙げておきます。

ぜひこれは即座に当たり前の、普通のスーパー並みのコピー使用料に下げてください。これは一例でございます。

それから、タイミング上の理由で当初予算には計上されていなかった放射線除染事業も住民迎合の壮大なむだである、これは私の意見です。多分かなり多くの人は違うと言う方もいらっしゃると思いますが、私自身が私の出しております住民報告で私の意見は十分述べておりますが、これは利根町にとって除染は少なくとも不要であるというのが私の考えでございます。この考え方に同意されている方もいらっしゃいます。

いずれにしても、これは国のお金で全部できました。最初は町の予算も少し入っていました。国の予算で全部できましたから、町は何も負担がないということなのかもしれませんが、そういう問題ではないです。本当に必要なものであれば、金は使わなければいけない。しかし不要なものは使ってはいけない、そういう鉄則が私はこの執行部では十分浸透していないのではないかと考えております。

いろいろな理由で、本当は平成24年度決算認定に反対でありますけれども、執行部が24年度事業を十分レビューし、また、今回の決算審査特別委員会の指摘事項、私たち委員が指摘しましたさまざまなことがあります。そういう指摘事項をよく検討し、25年度の事業執行あるいは26年度の予算編成に十分に生かすということを希望し、それを前提として平成24年度の決算に賛成をするところであります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは報告します。

議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成25年9月3日に付託されました上記の議案を、委員10名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、4日間、皆さん本当に活発なご意見等いただき、会議がスムーズに進行したことを委員長として御礼申し上げます。ありがとうございました。

それから、各執行部の皆さん、活発に出た意見を中に取り入れて、来年度はもっとすばらしい予算をお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第20、若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、若泉昌寿議員の退場を求めます。

[11番若泉昌寿君退場]

○議長（井原正光君） 本案について説明を求めます。

提出者、守谷貞明議員。

[5番守谷貞明君登壇]

○5番（守谷貞明君） 傍聴者の皆さん、こんにちは。私が今回若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議を提案しました。中身に移ります。

若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議

利根町議会は若泉昌寿君に副議長職及び議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成25年9月17日

利根町議会

理由

去る7月21日投開票が行われた利根町長選挙に際して、若泉副議長は、佐々木喜章候補の推薦と同候補への投票を依頼した文章を、茨城県北相馬郡利根町議会と印刷された議会専用紙に副議長若泉昌寿と明記して作成。

四季の丘の方々へ、7月16日の告示日の前にこのビラを配布しました。自分の政策説明や議会活動報告などの場合は、事前運動とはなりません。配布されたビラは、佐々木候補の人柄や実績を記した推薦と投票を依頼する文章で、これは明らかに禁止されている事前運動に当たり選挙違反となります。（公職選挙法第129条）

また、議会専用紙に、佐々木候補への支援を要請する文書を副議長の肩書を用いて作成したことは、選挙運動と利根町議会を結び付ける行為で、あたかも、利根町議会が佐々木候補を推薦し、支援しているかのごとき印象を与え、大きな誤解を招きます。

これは、公職選挙法第136条の2、公務員の地位利用違反に当たります。議員は公務員とみなされており、職務上の組織や身分を利用したり、地位・組織を結びつけて選挙運動及びその類似行為を行うことは禁止されています。

若泉議員は地位を利用し組織（議会）が関与しているように見せかける巧妙な方法で、議会の公正さと権威を著しく傷つける結果をもたらしました。

議会専用紙は公金で製作され、議会活動で使用が許されますが、若泉議員は個人的に使用。しかも、特定の候補を支援する選挙運動に流用しました。

これは、意図的に行われた大変悪質で言語道断な違反行為です。後日、専用紙の使用に問題ありと気付いた若泉議員は、9月6日の一般質問傍聴の案内文書では、利根町議会の文字を塗りつぶしています。証拠文献として、この2枚の文章のコピーを添付致します。

議員としての資質に欠け、また、本来は議会の公正さと権威を守るべき立場の副議長として決して許されざる行為です。

よって、利根町議会は若泉昌寿君の副議長職と議員辞職を勧告致します。

○4番（船川京子君） 船川京子議員、退場いたします。

〔4番船川京子君退場〕

○議長（井原正光君） 船川議員が退場いたしました。

説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番高橋一男議員。

〔8番高橋一男君登壇〕

○8番（高橋一男君） 皆さん、こんにちは。8番の高橋です。私は若泉議員の辞職勧告決議に対しまして、反対の立場で討論を行います。

9月9日の一般質問の冒頭、守谷議員から若泉昌寿議員の副議長及び議員辞職勧告の決議が動議で出されました。

まず、決議文の内容では、議会専用紙を使用して佐々木候補の人柄や実績を記した推薦と投票を依頼する文章で、これは明らかに禁止されている事前運動で選挙違反であると。また、支援を要請する文書に副議長の肩書を用い作成したことは、議会が佐々木候補を推薦支援している印象を与え、誤解を招くなどと記されております。

しかし、このような内容で問題にするのは、私から言わせれば重箱の隅をようじでつくようなことであり、辞職勧告に値する問題ではないと。若泉議員本人には、今後、しっかりと反省をしてもらうということで十分であると、このように私は思っております。

それよりも問題なことは、今回の町長選で選挙公示前から選挙期間に至るまで、茨城タイムス紙に暴力的行為を受けたとの記事を載せ、町内に配布していると。また、相手候補を町長には不適格な人物であると集会の席上で発言しております。このことこそ選挙妨害であり、公職選挙法違反に当たると思われます。

また、今回の町長選挙で公職選挙法違反で逮捕者まで出して、そして応援された議員の皆様はどのような認識でいるか、十分に反省すべきであると、そう思っております。

この若泉議員の辞職勧告決議が、町長の辞職勧告決議や個人的な感情に対する腹いせだとしたら、余りにも情けない、余りにも大人げないと、そう思っております。

したがって、私は若泉議員の辞職勧告決議には反対いたします。

〔傍聴席より拍手する者あり〕

○議長（井原正光君） 傍聴の皆様、なるだけ静かにお聞きいただきたいと思います。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

9番今井利和議員。

〔9番今井利和君登壇〕

○9番（今井利和君） 若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職を勧告する決議に賛成の立場で討論いたします。

今回の町長選挙では、遠山派を応援する者として、違反者が出たことは、知らなかったとはいえ残念に思っております。

いろいろな話が私の耳に入ってきました。

佐々木氏の陣営では開票結果が出る寸前まで、勝った、勝ったと氣勢を上げていたとの情報も入ってきました。なぜそこまで自信があったのでしょうか。

考えてみると、白鷺の居酒屋さんでは軽い食事を用意していると、ただし書きまでして無料の会費で近辺の人たちを集め、選挙運動、投票の依頼をしているとの通報がありました。また、羽根野台のレストランでは、高価な料理を出して飲食させ接待している。また、北方の居酒屋さんでは、老人施設の職員を集め飲み食いさせて、佐々木氏の後援会名簿に署名させられてしまったとの苦情も入っています。その他、飲食させ、若い人たちに呼びかけ、選挙運動の依頼をしていたとの話も伝わってきました。

今回の町長選挙は、一部の人が、熱心さの余り暴走してしまったのではないのでしょうか。我々議員も襟を正して公正公明な選挙として戦うべきところが、7月16日の告示日の前に若泉議員は議会専用紙に佐々木候補への支援を要請する文書を、副議長の肩書を使い作成し、四季の丘の方々に配布したことは、あたかも利根町議会が佐々木候補を推薦し支援しているがごとき印象を与え、大きな誤解を招きました。

このことは、地位利用による選挙運動類似行為の禁止、その地位を利用し候補者の推薦に関与し、関与することを援助し、または他人にこれらの行為をさせることとあり、法136の2に抵触する行為で明らかに選挙違反です。

また、佐々木氏の名前を使いお願いするなど、事前運動の違反もしています。

これらのことは、議員としての資質に欠け、また、本来は議会の公正さと権威を守るべき立場の副議長として、公私混同も甚だしく決して許されない行為です。

町民の方々から、この行為は法律違反です、警察へ告発してもらいたいとの訴えが届いています。

以上のことから、私の判断は若泉昌寿議員の副議長及び議員辞職の勧告決議に賛成いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私はこの決議案に反対する立場で意見を述べます。

今初めて聞きましたけれども、今井議員の話によると、若泉議員が食事などを選挙の目的のために無料を出したり何かしたということを知りました。私は、本当にそうであるかどうか、もしそうでなければ大変言ってはならないことを言ったと思います。その

辺は後ほどぜひ証明をしていただきたい。

本論に入ります。

私は若泉昌寿議員が問題のビラに議会事務局の用箋を使ったことは、確かに軽率な振る舞いであったと思います。これは率直に認めなければならないと思います。しかし、このような行動が、つまり議会の用箋を使ったというようなことが、議員の職を辞職したりするほどの問題であるかといえば、これははっきり違うと言いたいと思います。

守谷貞明議員の若泉議員への辞職勧告案に同意できない理由は、ほかにも二つあります。

一つは、行為の悪質性の問題であります。若泉議員の行為には選挙民を金券で買収したり、対立候補を誹謗中傷するような意図や行為は全く含まれておりません。金券のばらまきや他人の誹謗中傷は、道徳律にも反する悪質な犯罪であります。若泉議員の軽率な行為は、そのような悪質なものは全く異質であります。

二つ目は、若泉議員の行為は選挙の事前運動であり、公務員の地位利用違反に当たると守谷議員が主張している点であります。果たしてそうなのでしょうか。

公職選挙法第129条によれば、選挙運動とは、選挙の告示日以降に立候補の届け出を行った後から投票日の前日までの活動とされています。これは町村長及び町村議会の運動期間というのは5日間ということになります。公示があつて届け出をした後、投票日の前日までというのは5日間になっております。したがって、立候補の届け出日の前の活動は、事前運動ということに必ずしもなるとは言えないわけであります。

また、公職選挙法第136条の2では、公務員等はその地位を利用して選挙運動をしてはならないと規定してあります。ここで公務員とは公務員特別職である議員も含まれております。

これらを条文を念頭に置いて現実を見ると、この国のあらゆる政治の選挙で次のようなことが行われております。

すなわち、国会議員の選挙でも、知事選挙でも、県議会議員選挙でも、市町村長の選挙でも、選挙の公示日よりずっと前から、著名な政治家がその知名度を武器にして候補者の応援をしております。これは事前運動ではないでしょうか。

はっきり言って、選挙の公示日前は許されているのは政治活動、政治運動だけなんです。選挙活動はやってはいけない。これは守谷議員が指摘しているとおおり、条文に書いてあります。しかし、現実を見てください。知事選挙でも、国会議員の選挙でも何でも、地元の候補者を応援するために、公示日のずっと前にたくさんやってきて何々党の総裁だの何だのと言いながら、あるいは大臣であると言いながら、これは自民党だけじゃないですよ、民主党も含めてあらゆる政党が、あるいはもう一つ上のポジションにある政治家たちがやってきて、その当該の候補者の応援をしているではありませんか。

これは明らかに選挙運動なのです。つまり、私が言いたいことは、誰でもやっているんです。これ、いいと言っているのではないですよ。法律に反してみんながやっているんで

すよ、本当の話。そう思いませんか。

ヤオコーのところで演説をしたり、いろいろなところでやっていますね。これは自民党だけではないです。あらゆる政党が……（「白旗さん、何言っているんだ」と呼ぶ者あり）黙っていてください。黙って聞いてください……（「一般論はいいよ」と呼ぶ者あり）そうではない、一般論、現実をよく見えてくれと言っているんです。いいですか。

例えば今回の県議会議員の補欠選挙でも、それぞれの候補者の所属する政党、自民党とかみんなの党とか維新の会のお偉いさんがやってきて、選挙公示の前に応援演説をして、そして候補者自身もよろしくお願ひしますとやっております。これは事前運動ですね。公職選挙法という政治活動ではないのです。政治運動ではない、選挙活動をやっているんです。私が言いたいのは、みんなやっているんじゃないです。私は何もみんながやっているからいいと言っているんじゃないんですよ。事実を言っているんです。事実をまず最初に認識するところから出発しなければいけません。

これらの行為は、今回に限らず選挙のたびに繰り返されております。公選法の違反とは、しかし認められていないようです。そういった人たちが逮捕されていないでしょう、あるいは新聞で問題だと言われたことはないでしょう、どの党であっても。もしそうだとすればというか、そういう現実であれば、これらの活動と若泉議員が副議長名を使って特定候補者の出陣式の案内をしたり、あるいは特定候補者の支援を訴えたりする活動と、そういう活動とどこに違いがあるんですか。ちゃんとした答えを私はお聞きしたい。変わらないということが現実ではないのでしょうか。とすれば、若泉議員の行動には、彼らが選挙違反だと言われなければ、若泉議員も選挙違反ではないのです。

はっきり言って、全ての人が選挙違反をやっているんです。公示日前に選挙活動をやっています。それは若泉議員も同じことをやっている。そういう意味では、全員が選挙活動の違反をしています。しかし、なぜ若泉議員だけが、こうピンポイントで指摘するのか。指摘してもそれは個人の自由ですけれども、全体を見て、全体を見て、本当にこの世の中が公平公正に動いていくということであれば、自分が気に食わない人間だけを取り上げて、あれは選挙違反だというのは極めておかしいやり方ではないでしょうか。

さらに追加して言えば、現在の公職選挙法には誰もが守っていない、さらに大事な問題点があります。それは、公職選挙法第138条によれば、立候補予定者あるいは立候補者は一切の戸別訪問は禁止されております。しかし、選挙の公示の数カ月前から多くの選挙の候補者は、あるいは候補の予定者は、後援者の人々と一緒に、あるいは単独で戸別訪問を繰り返しているのが実態であります。

我々議員もはっきり言って、選挙の公示前に戸別訪問をしていない議員はいないというのが事実です。けれども、それが、そのことを警察沙汰にされたことは一度もありません。これは、現在の公職選挙法が大きな欠陥があるからです。その欠陥をそのまま受け取って、ある特定の人間だけ選挙違反だというのは、いささかアンフェアな話ではないでし

ようか。誰もが守れない、したがって、誰も守っていない、そういう日本の選挙制度の大きな問題点がここには潜んでおります。

ちなみに、欧米では候補者が自分の職業や肩書を示しながら住民に1軒ずつ回って政策を訴えていると、これが法律で認められています。戸別訪問が認められていないのは日本です。しかし、イギリス、アメリカ、そのほかの国もそうだと思いますが、実際に自由に戸別訪問はできます。

それで、私は常々思っていることですが、選挙公示後、つまり5日間の間に1万……選挙民ですと1万5,000人でしょうか、1万5,000人の人々に5日間でどうやって自分の政策をアピールできるのでしょうか。無理な話です。だから……（「一般論だろう、それは」と呼ぶ者あり）黙らせてください。だから、戸別訪問を現実に皆さんもやっているわけです。それは、はっきり言ってそういうことです。そういうことを公に言うのをはばかっているだけです。現実はどうじゃないですか。

こういう現実と、現実に本当に住民に自分の政策、政党の政策を理解して、そして投票をしてもらうということで考えるならば、現在のこの法律の大きな問題点が見えるはずなんです。したがって、今、私が言っているような問題は、今後国として考えなければいけないことです。ただ、これは皆さんもよくおわかりのように、公職選挙法でも政治資金規正法でも自分を縛る法律なものだから、なかなかやらないというのが、皆さんよくご承知のとおりです。でも現実はどうですか。

そういういろいろな問題がある中で、たった一人の人間が、自分が気に食わないからといってピンポイントでそういうことを言っていることは、私は大きな間違いだということを申し上げたい。

したがって、私はこのような選挙制度の問題点、現実というものをよく考えながら、本当にいい選挙に向けていくように、我々自身が考えなければいけないことではないでしょうか。したがって、若泉議員がそういうことだからといってけしからんと、辞職させるべきであると、こういう発想は全く私には同意できません。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

6番坂本啓次議員。

〔6番坂本啓次君登壇〕

○6番（坂本啓次君） 私はやらないつもりだったけど、白旗議員の話を聞いているとやりたくなったのでやります。原稿はありませんけれども。

今、白旗議員が言われたように、法律違反とかいろいろなことは、小さいことはいいんだというような、容認されたようなことを言いましたけれども、それは同じですからね。全て悪いことは悪いんです。悪いことをやったんだから悪いということはわかるでしょう。

だから、子供の場合、殺人はいけないけれども、ぶん殴ることはいいんだとか、そういうのを容認しているように白旗議員が言ったので、余りにもそれでは罪なのか、罰と

いうのか、何かそんな差別していいのかと思います。やっぱり、いいことか、悪いことかは人間が判断してやることなんです。だから白旗議員が言われるように、みんながやっているから悪いこといいんだと言ったら、信号機全員で渡れば結構だというのと同じで、それでは世の中の秩序というのはうまくいきませんよ。

（発言する者あり）ここで話したいの、私は。なぜかと言うと、守谷議員が言われた若泉議員のことだけでいいんだと思います。私はそれに対して賛成の方で言うというのは、内容的に、利根町議会議員、利根町議会という罫紙ですか、あの用紙、あれを使って、あたかも選挙運動のように見えるような、自筆で書いて、それを各戸別に配ったと、その行為に対して私はいけないというだけですよ。

それに対して、みんな正しいと思っているのかなと思ったんです。だから私は、小さいことでも、大きいことでも、いけないことはいけないんだと子供に教えなければならないという立場から、私はそういうことはいけないんだと思って、守谷さんがそれはいけないんですよと。ただ、白旗議員が言われた、高橋議員も言われた議員辞職とか、そういう大きな問題まではいかないかもしれない。でもやっぱりこれは私らの意見として、利根町議会が乱用されたんです。我々全てが、利根町の議員がある一定の候補者をあたかも賛成しているような、あの紙を使ったということは、私は許されない行為だと思います。あれを知っていてやったのなら悪質だし、知らないでやったのならばかです。ばかという言葉は申しわけないのですけれども、議員として恥ずべきことです。私はそういうことだけ言っておきます。

若泉議員と私はいつも仲よく大好きで話します。この件に関してはばかだったんですね。それだけです。

○議長（井原正光君） ただいまの坂本議員の発言は議長職権で一部削除をいたします。次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番石山肖子議員。

〔1 番石山肖子君登壇〕

○1 番（石山肖子君） 1 番石山肖子でございます。私は次の二つの理由で辞職勧告に反対いたします。

一つ目は、この辞職勧告は大局からの視点、つまり町民の利益を第一に考えた、そのような議論を促すものではありません。町民に議会の動きをよく知ってもらって、そして信頼を持っていただける、これが議員の使命です。そのためには、利根町の選挙の実態が全体的にとらえられなければ意味がないと私は思います。第三者の目が入った町全体の選挙運動に関する調査委員会を設置すべきだと考えます。

二つ目は、議員の行動が辞職に値するかどうかを判断するときに、私は法律、条例の面からと人の倫理の面から、両方から考えるべきと考えます。法と倫理は補完する関係にあるからです。

若泉議員の今回の行動は、総合すると辞職に値しないと私は判断いたします。なぜなら、倫理の一番優先とされるべきもの、つまり人権を侵害してはいけないということだと考えるからです。倫理はさまざまな違反を未然に防止する機能があると思います。若泉議員のチラシの内容文章には、他者の人権を侵害する、つまり人間の間には憎しみ、それから、モラルの押しつけ、そのようなことを引き起こすような文言が見当たりません。

以上二つの理由から、私は反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番新井邦弘議員。

〔2番新井邦弘君登壇〕

○2番（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。2番新井邦弘です。

今まで反対討論とか賛成討論の方の意見を聞いていますと、最初のこの動議の辞職勧告という問題は多少入っていますけれども、何かいつの間にか選挙のそういった話になってしまって、肝心のポイントというのはどこにあるのかというのは、多分傍聴席の皆さんわからないと思います。

私も若泉議員とは本当に仲よくさせていただいて、ふだんは一緒にお酒を飲んだりしています。ただ、我々議員は、先ほど石山議員が言ったように、倫理と法というのは本当に厳格に守る必要があると思います。我々は住民に選ばれた公人です。その公人が、茨城県北相馬郡利根町議会のノートを使って自分のための御挨拶の文を出した。これは、いわゆる税金のお金です。全体のお金を使って自分のために町民にアピールする。これ、我々公人としては絶対に許されないと思うのです。

ほかに、例えば、この地域でなくても、たった事務局のコピーを使っただけで辞職勧告に追い込まれた議員もいます。本当に人の金を使って自分のために出すということは、僕は子供も孫もいます。こんなこと議員として子供と孫に伝えていけますか、反対した人は。私はそこに一番疑問を感じます。

公職選挙法もいろいろあります。ただ肝心なのは、この紙を使った、そしてそれに気づいてだめだったのに塗りつぶしてまた使った。だったら、高橋議員が言われたように、その時点で、4期も務めた若泉議員であるならば、全員協議会を招集して、みんなの前で先に謝るべきだと思います。

そういった点から、私はこの辞職勧告に賛成します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番花嶋美清雄議員。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議に賛成の立場で討論をします。

若泉議員は議会の公の議会用紙を個人的に使用したということで、議員としての資質に問題があるので、若泉昌寿君に副議長職及び議員辞職を勧告する決議に賛成いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

ありませんね。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

ありませんね。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。

したがって、若泉昌寿議員の副議長職及び議員辞職の勧告決議は原案どおり可決されました。

若泉議員の入場を求めます。

〔11番若泉昌寿君、4番船川京子君入場〕

○議長（井原正光君） 船川京子議員が入場いたしました。

〔「動議、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 10番五十嵐辰雄議員。

動議内容を説明願います。

○10番（五十嵐辰雄君） 守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告を提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） ただいま五十嵐議員から守谷貞明議員の議員辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議に所定の賛成者がおりますので成立いたしました。

この動議は議案に関連しない独立動議でありますので、決議内容を文書にて提出願います。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

五十嵐議員から守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議の動議が出されました。

詳細については、お手元に配付のとおりであります。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにいたします。

○議長（井原正光君） 追加日程第1、守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、守谷貞明議員の退場を求めます。

〔5番守谷貞明君退場〕

○議長（井原正光君） 本案について説明を求めます。

提出者、五十嵐議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番（五十嵐辰雄君） 守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議を提案します。決議文でございます。

守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議

本議会は、利根町議会議員守谷貞明君に議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成25年9月17日

利根町議会

提案理由

さる7月21日投開票の利根町長選挙に関連して、守谷貞明町議会議員は選挙告示前から遠山務候補を応援するために、対立候補の佐々木喜章氏を不当に誹謗中傷してきた。

守谷議員は2013年7月12日付の「茨城タイムス」紙に、場外馬券売り場問題の論争の中で佐々木喜章氏（当時は町議会議員）に胸元を掴まれるような暴力的行為を受けたとの一方向的な記事を載せ、二度に亘って町内の家庭に広く配っている。

また、守谷議員は告示前に行われた遠山務後援会の集会の席で、佐々木喜章氏は利根町長に不適格な人物であると参加者に力説している。

しかるべき時と場所で意中の候補または候補予定者を応援することは当然あってよい。しかし、その対立候補または候補予定者を、選挙告示前から選挙期間中に至るまで、根拠のないことを上げて誹謗中傷することは、選挙の自由と公正を妨害するものとして許されることではない。まして、町議会議員の立場にある者が率先して特定候補または候補予定者を誹謗中傷することは、法的にも道徳的にも、断じて許されることではない。

利根町民の政治判断を歪め、町議会の威信を損なう違法な行為を行った守谷貞明議員の罪は大きい。万死に値する守谷議員でございます。

よって、利根町議会は守谷貞明君を自ら速やかに議員の職を辞すことを勧告するものである。

○4番（船川京子君） 船川京子議員、退場いたします。

〔4番船川京子君退場〕

○議長（井原正光君） 船川議員が退場いたしました。

説明が終わりました。

ただいま除斥されています守谷貞明議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

この申し出に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、守谷貞明議員の申し出に同意することに決定いたしました。

守谷貞明議員の入場を許します。

〔5番守谷貞明君入場〕

○議長（井原正光君） 守谷貞明議員の発言を許します。

〔5番守谷貞明君登壇〕

○5番（守谷貞明君） それでは、私の反論というか、真実を述べさせていただきます。

まず第1に、私は選挙違反行為はしておりません。なぜならば、茨城タイムスの記事については、利根町の行政及び財政等の問題について守谷議員にインタビューをしたいと、茨城タイムスの記者から申し出があり、そのインタビューに答えました。全体で約1時間半のインタビューでした。

その中で財政や今後の利根町の問題、農業問題等、私は私なりの意見を述べてきました。その中で突然茨城タイムスの記者が、話しているものとは関連がほとんどないのですが、聞くところではあなたは佐々木議員から胸ぐらを掴まれたというふうに聞いていますと、本当ですかというので、私は本当ですと答えました。

その件についてどういういきさつでなったのか詳しく述べました。しかし、茨城タイムスにはそこは全て割愛されていて、場外馬券売り場に関連するような記事も書かれていません。しかし、五十嵐議員の今の告発状の中にはその部分が述べられていました。場外馬券売り場については、茨城タイムスは1行も触れていないのですね。

私が茨城タイムスの記者に答えたのは、議員懇談会の席でたまたま私の席と佐々木議員の席がすぐテーブルを相挟んだ形ですぐそばにおったのですね。そのときに場外馬券売り場の問題が話題となって話が進み、約6,700票の反対請願署名が集まったということに話題が及びました。そのとき私は、私も一生懸命頑張って600票の、600人の方々の署名を集めましたと。そうしたら、何をって、で、僕はちょっと待ってください、あなた、もし賛成

派の方々がそれはけしからんと言うならば、あなた方も賛成の署名を集めたらどうですかと言ったら、何をっというので、いきなりぼーんとやってきた。表に出ろ。だから、議論の余地は全くない。それで、店の外に引きずり出されまして、僕は体が小さいから引きずり出されてしまった。

そこで僕は言いました。どうぞ殴るなら殴ってください、そのかわり私は絶対許しませんよ、あなたを即刻傷害で訴えますと、あなたの議員バッジ外させますよ、どうぞ殴れ。そうしたら、彼、殴るのをやめました。それでまた店に引き返しました。

僕は不愉快だったので席を変えました。彼から一番遠いところへ行きました。

しばらくしたらまた来ました。胸ぐら掴んできた。そうしたら、そのときに、たまたまここにおられる、名前は言えません。幹部の職員の方、二、三人が間にとめに入れて、事なきを得ました。

それで僕は非常に不愉快になったので、かみさんに電話して迎えに来るように、そこは帰りました。

ですから、僕が暴行を受けたのは全くの事実です。僕はそのとおりに言いました。僕が受けたことをそのとおりに、脚色もせず、二度やられましたよ。そういう話をしたのです。

言論を暴力で封鎖するという事は、僕には許せない。あくまでも議論でしょう。それぞれの方がそれぞれの考えを抱くのは当たり前で自由です。そこで議論を闘わせて、どちらに理があるか、非があるか議論するのは、これは民主主義です。原則ですよ。それを彼は踏みにじった。それが1点。

それから、私は誹謗中傷をしたと言っています、選挙のときに。私はそうは言っていません。利根町の町長を選ぶときに大事なことは人柄、人物ですということを常に言っています。そして佐々木さんの名前は1回も出したことがない。仮にですよ、もし行政能力がない、時には言論よりも暴力を好む、それから、ギャンブルが好きだ、誘致をしようとした、そういう人物と、言ったことは守る、約束はきちんと守る、誠実さがある人物、どちらを町長に、トップリーダーにふさわしいですかと、僕はそういうたとえ話を常にしていました。決して「佐々木」さんの「さ」の字も1回も出したことはありません。これは神に誓って申し上げることができます。

ですから、私は誹謗中傷を一切していません。どういう人物がふさわしいか、一般論として言っています。言ったことは守る。言論を暴力で封鎖するようなことはしない。そういう人物のほうがふさわしいに決まっています。私はそういうふうに選挙のときに必ず訴えかけていました。ですから、1回も誹謗中傷に当たるようなことは、私は発言していません。

○議長（井原正光君） 守谷貞明議員の退場を求めます。

〔5番守谷貞明君退場〕

○議長（井原正光君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

9番今井利和議員。

〔9番今井利和君登壇〕

○9番（今井利和君） 反対の立場で討論します。

利根町選挙管理委員会に提出された文書、茨城タイムスの守谷議員のインタビュー記事の候補者佐々木喜章氏の中傷記事を載せた新聞折り込みで配布したことを、選挙管理委員会に無効として訴えております。選挙の当選を無効とするとの決定を求める件を申し入れましたが、利根町選挙管理委員会では異議の申し出を棄却する旨の判定をしています。

守谷議員は違反をしておりません。それらのことから、守谷議員の行動で議員の辞職を迫ることがおかしいのではないかと。違反をしていない議員を数の力で押し切ろうとするのはおかしい。じっくりと考えて判断してもらいたい。私は反対します。

○議長（井原正光君） 原案に賛成する議員の発言を許します。

8番高橋一男議員。

〔8番高橋一男君登壇〕

○8番（高橋一男君） こんにちは。8番高橋です。私は、守谷貞明議員の辞職勧告決議に賛成の立場で討論を行います。

7月12日付の茨城タイムス紙に、守谷議員は佐々木喜章氏に対し、胸ぐらをつかまえらるような暴力行為を受けたとの記事を載せ、町内に配布している。これは一方的な話で、何を証拠にこのような記事を載せたのか私にはわかりません。

また、守谷議員は公示前の遠山後援会集会の席で、佐々木氏は町長に不適格な人物であると参加者に力説していること、また、自分の応援する候補者の対立候補を選挙公示前から選挙期間中に至るまで、根拠のないことを誹謗中傷することは断じて許されることではない。相手候補を落選させる目的で行った行為は、法的にも責任重大である。

守谷議員に対する告訴状が、本来であれば8月中旬に提出する予定でしたが、告訴人、代理人の弁護士がちょっと忙しい、都合上で1カ月ほどおくれまして9月13日に、今月の13日に取手警察署へ提出されたと、そのように伺っております。

これまでの守谷議員の全体の行為から見ても、公職選挙法第255条2号、選挙の自由妨害、刑法230条第1項の名誉棄損など、これらに抵触する可能性がある。今後、場合によっては守谷議員自身の進退にもかかわることも考えられることから、今後の事態の推移を見守っていきたいと、このように思っております。

以上のことから、法的にも道徳的にも断じて許されることではない。したがって、守谷貞明議員の辞職勧告に賛成いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

2番新井邦弘議員。

〔2番新井邦弘君登壇〕

○2番（新井邦弘君） 2番新井邦弘です。

先ほどの動議に引き続きまして、今度は守谷貞明君の議員辞職ということで、今、拝見していましたが、先ほどの動議とこのときの動議と違う点は、これは憶測というか、この要旨だけを見ると、憶測で書いてあるのか、事実なのかという証拠物件というか、そういったものがちょっと見当たらない。先ほど高橋議員が言われましたように、守谷議員を告訴して、そういった刑が決まった段階でもしこの辞職勧告があれば、私たちが是は是、非は非で判断したいと思いますが、その資料が余りにも少ないため、私はこの動議には反対です。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 私は守谷貞明議員に出されている辞職勧告に対して、賛成の立場で討論を行います。

先ほど私の辞職勧告に対しまして、今井議員のほうから、これは私のところか何かわかりませんが、白鷺の居酒屋で飲食会をやっているということが述べられていたのですが、決して私は一度もやった記憶はございません。全て選挙期間中は佐々木の事務所のほうにいましたので、それはありません。

その前に、私も守谷議員より私に対し辞職勧告が提出され、先ほど可決されましたので、その件に対し私から一言述べさせていただきます。

なぜ私に対し辞職勧告が出たのかは、7月21日投開票が行われました、まだ告示になる前に、私は利根町議会の便箋を1枚使用し、あとはコピーをとり四季の丘の方約100名に、町長選挙に対しよろしくと配りました。これは事実でございます。

この件に関しましては、確かに私としては軽率でした。しかし、中身は遠山、そのときは候補ですが、遠山町長に対しては一言も書いていません。

また、選挙違反としては家庭を訪問して挨拶をしたこと、これは違反ですので、反省しております。

私はこの件で、その2日後に取手警察のほうへ呼び出しがありました。これは四季の丘か誰だかわかりませんが、警察のほうに通報があったことだと思います。その中で、私は警察に行きまして、しかじかこういうことですよと言われましたので、確かに私はやりました。じゃあ私も違反ということをやりましたので、警察の刑事の方たちといろいろ話し合ひまして、始末書が必要でしたら書きますよということを私のほうから述べましたら、刑事は、このくらいのことでは別に始末書までは書かなくて結構です。先ほど白旗議員がいろいろと違反どうこうということを述べていましたが、刑事の方たちも、家庭訪問、ち

よつとした文書、そのくらいでは別に始末書まで値はしないですから、後は注意して選挙活動をしてください。そういうことで、約1時間で取手警察から私は帰ってきたこととございます。

守谷議員の辞職勧告に対して、私の考えを述べさせていただきます。

守谷議員は町長選挙が告示になる前に、これは先ほど高橋議員も述べておりましたが、新聞折り込みにより全町民に対し、茨城タイムスの新聞を配布しました。この茨城タイムスの中身というのは、守谷議員は決して誹謗中傷とか、そういうことはなかったよと言いますがけれども、これは町民の大方の方が見ていると思います。ですから、私から、いやそれは書いてあったとか、書いていないとか、そういうことは私はここでは述べません。しかしながら、この経費は守谷議員が全部出したとは、私には考えられません。

また、守谷議員が一人で考えて出したとは、私は思っておりません。なぜなら、これはいろいろ仲間ですか、そういう方たちとも相談した上で出したのかなと、私はそのような考えでおります。

中身は、町長選挙に立候補しようとしている佐々木喜章さんに対しての誹謗中傷、または実際なかったことなど、新聞のインタビューで記事として載せました。茨城タイムスの新聞を見て、多くの町民は半信半疑の人が多く、中には信じた町民も数多くいたこととと思います。やくざとのつき合いもあると書いてある。私の知っている中ではありません。

同じ茨城タイムスを今度は肝心な部分をマーカーで塗りつぶしまして、これは選挙に入りましてから、今度は人に頼んでポスティングを行っておりまして。この件に関しましては、守谷議員の考えではなく、やはり遠山選挙事務所の中、選対会議を開いて決めたものと、私はそのような感じがしております。

この件は大変な選挙違反である。また、ポスティングはアルバイト等に頼んだと思いますが、私はそのポスティングをしている方と会っております。それは間違いございません。名前も知っています。

私は今回の辞職勧告には直接関係ないかもしれませんが、過去、私が議長の時、守谷議員から2回、ばか呼ばわりをされております。

1回目は平成21年、私が議長をやっているときでございます。利根町議会で町民に対して開かれた議会、また、愛される議会を目指し議会基本条例をつくろうと、全議員で頑張っているとき、北海道の栗山町議会に視察に行きました。北海道の栗山町議会というところは、日本で初めて議会条例を制定した議会でございますので、そこに視察に行ったときに、ばか呼ばわりをされました。その中身は詳しくは申しませんが、それが1回目です。

あと2回目は、利根町議会として議会基本条例の説明をコミュニティセンターで行ったときに、町民のいる前で、議長はばかだと、そういうことを言われました。

私は2回とも、ここで私が怒ったり何かしたのでは、かえって事が大きくなるということで、私は冷静に何事も起こさずに済んだ、そういう記憶がございます。

また、昨年の塵芥組合で問題があったときも、これは私、直接は聞いておりませんが、守谷議員は言葉の暴言があったと言われておりました。これは仲間の議員は知っていることと思います。

9月の定例議会で辞職勧告が、町長、私、守谷議員と3人が勧告されたことは、利根町議会が始まって以来だ。私にも責任はあります。このような議会では町民に対して大変申しわけなく信用もされない、そういう議会になってしまうのが非常に残念でございます。申しわけございません。

その最大の原因は、7月の町長選挙にあると私は思っております。本来なら町長選挙、いろいろありましようが、政策のみで戦う町長選挙でしたら、このようなことは起きなかったかもしれません。選挙を振り返ってみますと、まず、守谷議員が関係している茨城タイムス、それから始まって、その前から既に商品券も配られていたということが我々の耳にも入っております。また、郵便で送られた怪文書、特に団地方面に届けられました。私はこれも何十通も直接手にして見ております。この怪文書を読んだ町民の方は大変動揺をしたと思います。さらに驚いたことは、多くの町民に対し商品券を配られたこと。いつになったらこのような選挙がなくなるのか、大変残念でございます。

茨城タイムス、怪文書、商品券、この三つのことで選挙の勝敗は決まったのかなど、私は現在でもそのように思っております。

今ここで守谷議員に対して辞職勧告の賛成討論を述べていますが、議員の皆様にもよく聞いていただきたい。私が思いますには、私に対する辞職勧告を出したのは、私たち野党議員で、町長に辞職勧告を出しました。私は今でも当然だと、それは思っております。しかし、守谷議員初めの方々はそのようには思っていないと思います。町長の辞職勧告に対し、白旗議員が動議を出し、それに対し高橋議員と私が賛成討論を行いました。守谷議員は私に対し、一泡吹かしてやろうと思ったことかなど、私はそのように感じました。

町長選挙のとき、白旗議員、高橋議員、私も、佐々木候補に対し、当選できるよう一生懸命応援はしてきましたが、遠山町長に破れました。選挙前、また選挙期間中、白旗議員、高橋議員は私みたいに選挙運動で違反になるようなことはやっておりません。しかし、私は議会の便箋をコピーをし、コピーをとるために1枚使い、家庭訪問の違反を犯しましたので、私に対する辞職勧告を行ったことと思います。

普通でしたら、これくらいの違反では勧告は行わないと思いますが、これは私の勝手な考えかもしれません。いずれにいたしましても、この9月の議会で3人の辞職勧告が、私を初め勧告が出たということは、大変皆さんに申しわけなく思っております。利根町議会として町民の皆様から信頼される議会、そして愛される議会を目指してやってきたのに、利根町議会が信頼されるようになるには、これから今後時間がかかることと思います。

いずれにしましても、今度のことは町長から辞職勧告が始まり、私、守谷議員と3人の辞職勧告が出されましたが、先ほども言いましたが、全て町長選挙のしがらみです。町長

は高橋議員の質問に対し、私は知りません、関係ありませんと言っているのが、私には信用できません。

茨城タイムスの新聞、マーカーで塗りつぶしたもののポスティングです。私は守谷議員が勝手にやったとは思いません。恐らく選対会議の中で決めたことと思います。町長を支持した議員の方には、私たちは何も知らないと言っているのが、それならば今回の町長選挙で行われた茨城タイムス、怪文書、商品券は全て事実でございます。これから守谷議員に対し採決をするわけでございますが、よく考えた上で行っていただきたいと願っております。

守谷議員に対する辞職勧告に対して、私は賛成の言葉を述べましたが、今回の3人に対する辞職勧告は、何度も言いますが、全て町長選挙に関係するものと私は思います。自分のことだから弁解するわけではありませんが、町長、守谷議員から比べれば、辞職勧告に値するものとは思いませんが、私のとった行動は選挙違反になると、心から思っております。

これから議会活動においてもよく注意をしながら、町民のために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、議員はやめるつもりはございません。しかしながら、今、守谷議員が辞職勧告を受けております。辞職勧告が採決されることと思いますが、町長は自分には関係ない、何も知らないと言っておりますので、辞職勧告を受けて既におりますが、町長はやめないことと思いますが、もし考えが変わって議会最終日、きょうです、最後に町長の中で御挨拶がございまして、守谷議員並びに遠山町長、2人が辞職をすれば、私も議員を辞職したいと思っております。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

3番花嶋美清雄議員。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） 花嶋です。反対の立場で討論します。

守谷議員と応援演説をしましてまいりました。対立候補の誹謗中傷など一切聞いておりません。そのため、守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議に反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私は守谷議員辞職勧告決議案に賛成の立場で意見を述べます。

守谷議員は、先ほど自分はそういうことはしていないと言っておりました。しかし、あの茨城タイムスという新聞記事を見て、そしてもう一つ、遠山 務後援会の旅行で彼が言ったことは、相手方、要するに対立側の人がないところで一方的に流したものです、ですから、それを両方の意見を聞かないまま、あの意見をそうかなと思ってしまう人のほうが多かった。つまり、彼は結果責任というものが少なくともあります。そういう意味で

彼の言おうとしていることは、それはそれなりに公平な立場で聞く必要はありますけれども、何と云っても、その聴衆の人、あるいはあの新聞の読者の方がそこに中傷誹謗を感じたということも事実です。これは、もしそういうことであれば、大変罪の多い、大きい問題だと私は思います。

それから、先ほど守谷議員が私に反駁をしておりましたけれども、私は、先ほどの話にちょっと戻りますけれども、この選挙活動というものは選挙の公示の前にはやってはいけない、それをみんながやっているじゃないかということ、だからいいと言っているわけではないんですね。そういうルールづくり方に問題があると言っておるわけです。

それを彼は指摘しておりましたけれども、守谷議員が茨城タイムスを出し、そして、遠山 務後援会の旅行でそういうお話をしたのは、選挙の公示前ですね。つまり、選挙活動をやっているわけです。彼自身、違反をしているのですね。そういう意味でも彼は、要するに一方的にある部分だけを取り上げて、相手が選挙違反をしていると言っていますが、彼自身が選挙違反をしているわけです。私は選挙違反がいいと言っているのではなく、誰もが守れないようなルールづくり方が問題じゃないかと、だからある一人だけを血祭りに上げるような、そういう言動はいかがなものかということ为先ほどは言っているわけでございます。

そういう意味で今回の決議文に私は賛成しておりますが、もう一つ、私も申し上げたいことは、守谷議員は人と議論をしておりますときに、自分の意見が通らない場合、相手を罵倒し、相手の言い分を聞かない。そして、相手の自尊心をひどく傷つけているということに気がつかない人物だと、私は思います。したがって、まともな議論が今までできていない場合が非常に多い。

守谷議員に、議員仲間が「あんたばかか」と言われなかった人のほうが少ないのではないのでしょうか。そして、それは執行部のここにいる、執行部の皆さんの中にもそのように、「あんたばかか」ということを、こういう席で、その席から言っていることもありました。いずれにしてもいろいろな場面でそういうことを言っている守谷議員というのは、果たして議会の議員としてちゃんとした議員であるのかどうか、私は大変疑問に思っております。そういう意味で、彼は議会人としての適格性に疑問符がつく。そういうことも含めまして、私は守谷議員が辞職勧告を受け入れるのは当然、妥当だと思っております。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

6 番坂本啓次議員。

〔6 番坂本啓次君登壇〕

○6 番（坂本啓次君） 守谷議員のことは、私は反対ですから。

私は今問題になっている相手候補とか、こっち候補とかというのは、私は子供のときからずっと両方とも仲よくて友達だから、いろいろなことを知っています。でも、選挙になるとどうしても出てくることもあるんですね。私も悪いことはいっぱいしました。傍聴の

中でも私のことを知っている人はいっぱいいます。だけど、やはりそれらを乗り越えてやれるだけの自信がなくてはだめなんです、我々議員は。

なぜかと言うと、私、佐々木議員とはこの間いろいろと話したのですけれども、お互いに今後頑張ろうという話で終わったけれども、過去のことは余り言わない方がいいと思って私も言いませんけれども、守谷議員の言っていることに関して、全てうそだとか、そういうことじゃないと思います。内容的にはうなずける点もあります。……（発言する者あり）だから、あなた方が、とりあえず守谷議員を辞職するということに対しては反対です。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数であります。

したがって、守谷貞明利根町議会議員の辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

守谷貞明議員の入場を求めます。

〔5番守谷貞明君、4番船川京子君入場〕

○議長（井原正光君） 船川京子議員が入場いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第21、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長には、12月開会予定の第4回定例会において継続調査の結果を必ず報告されるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 次に、組合・企業団議員から組合・企業団議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合花嶋美清雄議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員花嶋美清雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（花嶋美清雄君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員派遣の件について報告します。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員視察研修

- ・視 察 日 平成25年8月22日、23日
- ・視 察 先 8月22日 京都市北部クリーンセンター
8月23日 京都東部山間埋立処分地 エコランド音羽の杜
- ・派遣議員 13名
- ・効 果 組合議員による視察研修を通して、今後の広域行政の健全な発展と親交に関する研修を行うことができた。

京都市北部クリーンセンターは、京都議定書誕生の地として先駆的な目標を設定し、環境への負荷を低減し、市民の安心・安全を確保するために適正な処理を行い、法規制値より厳しい排ガス自主基準を定め、効率的なごみ処理燃焼により、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制する最新技術を導入した施設であった。

また、ごみ焼却熱で高効率発電を行っており、近隣の温水プールに電力を供給し、余剰電力は売電しているところであります。

さらに、施設屋上には大型太陽光発電パネルを設置し、最大出力230キロワットの発電を行っていた。

エコランド音羽の杜は、京都市として初めての本格的な山間埋立処分地であり、総面積約156ヘクタール、埋立面積約24ヘクタール、埋立容量約450万立方メートルで、処分地には埋立物を安全に貯留する埋立用ダムと、最上流部に最大11万トンの貯水量を有する治水利水ダムのある日本でも最大級の山間処分地であった。

ごみの減量については、3キリ「水キリ・食べキリ・使いキリ」を提唱し、減量に市民と取り組んでいるのがとても印象的であった。

今回の視察研修は、今後の組合及び広域のごみ処理行政に役立つものとなり、収穫の多い研修となったところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合今井利和議員。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議員今井利和君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議員（今井利和君） 報告申し上げます。

平成25年8月19日、新広域組合長、会田真一守谷市長のもと、平成25年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

議案第8号は、茨城県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む）に改め、同項第5号中、規定によりの次に「関係人として」を加えることが承認されました。

議案第9号は、平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,165万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,655万3,000円とするものです。可決されました。

議案第10号は、平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ66億5,894万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,859億5,706万3,000円とするもので、可決されました。

認定第1号は、平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、規定により平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するもので、これも承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県南水道企業団五十嵐辰雄議員。

〔茨城県南水道企業団議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議員（五十嵐辰雄君） 茨城県南水道企業団議会報告を申し上げます。

平成25年8月7日、平成25年第2回茨城県南水道企業団議会定例会が開催されました。

提出されましたのは議案2件と報告2件の計4件でございます。

議案第1号は、平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要を申し上げます。

給水戸数は9万8,330戸となり、前年度より7,649戸の増となりました。給水人口は24万

2,273人で、普及率は83.5%でございます。これは、利根町水道事業の統合により給水人口が増加いたしました。年間総給水量につきましては2,631万2,851立方メートルで、前年度より208万8,734立方メートルの増となりました。

また、有収率につきましては87.4%で、前年度と比べまして増減なしとなっております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込み額で54億3,536万8,945円で、総費用については税込み額で53億3,602万2,043円となり、税抜きでの損益は7,306万7,384円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収入は3億2,092万8,900円、支出については11億703万1,489円となっております。したがって、収入額は支出額に対しまして7億8,610万2,589円が不足いたしましたので、その補填財源といたしましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が2,482万1,190円、過年度分損益勘定留保資金が7億5,460万2,525円、減災積立金が667万8,874円となっております。

また、剰余金の処分については、建設改良積立金といたしまして8,198万817円を積み立てるものです。

議案第1号は、採決の結果、賛成多数です。したがって、原案のとおり認定及び可決いたしました。

次に、議案第2号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。これは、計上漏れ資産の是正及び企業債の繰上償還等に伴う予算の補正であります。

まず、計上漏れ資産の是正であります。これは地方公営企業会計基準の見直し作業中に見つかった計上漏れ資産を是正するためのもので、それを新たに資産に加え、過年度償却相当額及び当年度償却額を処理するためのものです。

内容につきましては、利根町固定資産の追加と登録でございます。もえぎ野台団地、利根フレッシュタウン団地等の利根町全部の9団地の分でございます。これは固定資産の計上漏れが、今発見したわけでございます。そして、この9団地分の配管でございますが、総延長7万415メートル、取得金額でございますが10億6,084万6,535円であります。これにより過年度損益修正損が6億6,887万4,000円の増額となっております。また、減価償却費でございますが2,552万7,000円の増となっております。

次に、企業債の繰上償還についてでございます。これはことし9月の特定被災地地方公共団体に係る償還金免除繰上償還の対象となる利率4%以上の地方公共団体金融機構債を借りずに一括償還するものです。これにより支払い利息が80万7,000円の減額となり、企業債償還金が2,829万円の増となります。

議案第2号は、採決の結果、全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、報告第1号は、平成24年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等13件で2億5,039万3,500円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号は、地方公共団体の財政健全化法に係る地方公営企業会計の資金不足比率に関する報告でございます。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成24年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告するものです。

それでは、監査委員の審査意見書の概要を申し上げます。

総合意見といたしましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認めます。

個別意見といたしましては、実質的な資金不足比率は資金剰余額が発生しているため、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると見られます。

また、利根町水道の統合により流動資産である現金預金の増加、設備投資等の長期見直しをするなど、努力により財務の短期流動性を示す流動比率は対前年度比186%、実質流動化比率は対前年比、同じく186%と著しい比率の上昇となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 組合・企業団議員からの報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成25年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月3日から本日まで通算15日間にわたり行われました今期定例会では、今年度の各会計における補正予算を初め、条例の改正や平成24年度決算認定など、合計19件の案件につきましてご提案を申し上げましたところ、議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、全て原案どおり可決並びに承認をしていただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

来年度からではありますが、国民健康保険税の値下げという、私の選挙公約が一つ実現できる運びとなり、新たに住民福祉の向上が図られること、まことにうれしく思っているところでございます。

また、本定例会期間中ですが、5日、6日、9日に行われました一般質問、先週の4日間にわたる決算審査特別委員会、さらには本日の議案に対する質疑など、それぞれ議案審

議の過程で議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言等につきましては、大変貴重なものと受けとめて、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

本定例会の冒頭でも申し上げましたが、昨今の社会経済情勢は、生活上の家計負担増といった懸念要因もございますが、どの経済指標を見ましても全て上昇改善の傾向にあり、さらなる経費回復の向上が期待されているところでございます。

また、会期中の9月8日、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定され、ますます景気回復傾向が強まるものと推測しておりますが、当町を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。福祉や医療、環境、農業施策、都市生活基盤づくり、教育の充実等々、さまざまな行政課題が山積しております。

今後におきましても、暮らしに役立つさまざまな情報を積極的に取り入れるとともに、その活用を図りながら、また町民の皆様方のご意見やご提案、ご要望をお聞きしながら、さらには事業の必要性や緊急性、費用対効果等を十二分に考慮しながら町政の運営に努めていきたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様方には今後の町政運営に対するご理解とご協力を心よりお願いを申し上げ、閉会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

15日間、大変ご苦勞さまでございました。

○議長（井原正光君） 私からも一言申し上げます。

去る9月8日午前5時20分、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定いたしました。関係者の皆様のご苦勞に心から感謝を申し上げます。

開催は7年後ですから、小学校、中学校、高校の生徒たちにとっては大きな夢となります。また、聖火が町内を駆けめぐるかと思うと、今から楽しみです。

幸い、利根町にはウェルネススポーツ大学があります。当町からぜひとも出場選手が誕生することを願っております。

以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第3回利根町議会定例会を閉会します。

なお、平成25年第4回定例会は、平成25年12月3日火曜日の開会を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

午後3時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 船川京子

署名議員 守谷貞明